

当薬局の行っているサービス内容について
-厚生労働大臣の定める揭示事項-

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料 1	当薬局は調剤基本料 1 の施設基準に適合する保険薬局です。

※特掲の施設基準

後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算 3	後発医薬品調剤体制加算 3 の施設基準(直近 3 か月の後発医薬品の数量割合 90%以上)に適合する保険薬局です。

医療 DX 推進体制整備加算及び医療情報取得加算に関する事項	
医療 DX 推進体制整備加算・医療情報取得加算	当薬局は以下の基準に適合する保険薬局です。 ・ オンラインによる調剤報酬の請求 ・ オンライン資格確認を行う体制及び診療情報の閲覧・活用 「オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。」 ・ 電子処方箋により調剤する体制 ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制(経過措置:2025年9月30日) 「電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。 オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、『審査支払機関又は保険者への照会』のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。」 ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上 「マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。」 ・ 医療 DX 推進の体制に関する揭示 ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

※薬剤調製料

夜間・休日等加算	
夜間・休日等加算	開局時間の案内 開局時間 平 日 17:00 ～ 24:00 土 日 13:00 ～ 19:00 日曜祝祭日 8:30 ～ 17:00 以下の時間帯における処方せん受付では、夜間・休日等加算の対象となります。 平 日 18:00 以降 土 曜 日 13:00 以降

※薬学管理料

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

在宅患者訪問薬剤管理指導料	
在宅患者訪問薬剤管理指導料	当薬局は以下の基準に適合する保険薬局です ・訪問前に「薬学的管理指導計画」を策定 ・患家を訪問又はオンラインで薬学管理指導を実施 ・処方医に訪問結果について情報提供を文書で行う(必要に応じて処方医以外の医療関係職種にも情報提供) ・薬局と患者宅の距離が16km以内 在宅で療養を行っている患者であって通院困難な方に対して、医師の指示に基づいて、患者宅を訪問して服薬指導を行います。

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算に関する事項	
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	当薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。 医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。

在宅中心静脈栄養法加算に関する事項	
在宅中心静脈栄養法加算	当薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。 在宅中心静脈栄養法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。

※明細書

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について	
明細書の発行	当薬局では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。 また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することとしています。 なお、明細書には、投薬等に係る薬剤又は保険医療材料の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

※評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する表示

後発医薬品のある先発医薬品（＝長期収載品）の選定療養について	
後発医薬品のある先発医薬品（＝長期収載品）の選定療養	後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。 この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。 ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。 ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当を特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。 ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

※容器代等保険外費用に関する表示

保険外費用（水薬瓶・軟膏壺・小分け袋・レジ袋等）について	
保険外費用	当薬局では、以下の項目について、実費の負担をお願いしています。 ・薬剤の容器代（水剤容器・軟膏容器等） ・レジ袋 10 円から ・オンライン服薬指導に伴う調剤薬の配送料 ・医師の指示なく患者様の希望による一包化 ・在宅訪問時の交通費等 ・その他料金等についてはお気軽に職員にお尋ね下さい。

※居宅療養管理指導に関する掲示（運営規程、サービス事業者掲示）

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導） 運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 南日本薬品株式会社が開設する、りんご調剤薬局うるま店（以下「事業所」という。）で行う居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業（以下「居宅療養管理指導」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業所の目的）

第2条 事業所の薬剤師（以下「従業者」という。）が、通院困難な要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という。）の居宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅を訪問して、心身の状況や置かれている環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

2. 居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、関係市町村、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 名称 りんご調剤薬局 うるま店
- 所在地 うるま市字宮里 264-9
電話：098-989-9079 FAX：098-989-9379

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所は、次の職員で構成する。

- 管理者 1名 （常勤職員）
- 薬剤師 1名以上 （常勤職員）
- 事務員 1名以上 （常勤職員）

2. 職員の職務は次のとおりとする。

- 管理者は、居宅療養管理指導業務の従業者の管理及び居宅療養管理指導の利用の申し込みに係る調整、

業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

(2) 薬剤師は、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び業務時間は以下のとおりとする。

平 日 17:00 ～ 24:00

土 日 13:00 ～ 19:00

日曜祝祭日 8:30 ～ 17:00

2. 休日は次に掲げる日とする。

台風等の災害発生時は、臨時休業することがある。

3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅療養管理指導の種類)

第7条 薬剤師による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

(利用料・その他費用額)

第8条 利用料等は次のとおりとする。

(1) 居宅療養管理指導の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。(1～3 割)

(2) 交通費は薬局からの往復交通費を実費徴収する。

(3) その他の材料費等は、必要時実費負担とする。

(4) 居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(事業の実施地域)

第9条 実施地域は、うるま市・恩納村・読谷村・沖縄市・北谷町とし、その他の地域については相談に応じる。

(秘密保持)

第10条 従業者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

2. 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約に含むものとする。

3. 事業所は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、提供した居宅療養管理指導の内容に係る利用者及びその家族からの苦情に関し迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3. 事業所は、提供した居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4. 事業所は、提供した居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力する。国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時の対応)

第12条 従業者は、居宅療養管理指導の実施中に利用者に病状の急変等が生じた時には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は居宅療養管理指導の提供により利用者に事故が発生した場合には、速やかに関係市町村、当該利用者の家族及び担当居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3. 事業所は、居宅療養管理指導の提供により利用者に事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、居宅療養管理指導の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施及びその責任者の設置
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

(感染症及び非常災害対策)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2. 事業所は、事業所内の設備及び備品等について、衛生的な管理を行うものとする。

3. 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための従業者に対する研修等の実施及び手順書・指針の作成

(身体拘束等の適正化)

第18条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第19条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 …………… 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 …………… 年1回以上

2. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、南日本薬品株式会社と本事業所の協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。